

広島県告示第四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和五年二月九日までの間、縦覧に供する。

令和五年一月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

篠根高尾線

三 道路の区域

区 間	新 旧		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
府中市諸毛町字高丸一〇七一八番一地从先から 府中市諸毛町字高丸一〇七一七番一地从先まで	六・三〇 二六・六〇	六・三〇 二二・四〇	二七・四〇	二七・四〇	拡張
府中市諸毛町字観音谷一三二五四番一地从先から 府中市諸毛町字観音谷一三二五四番一地从先まで	一一・九〇 二〇・〇〇	八・八〇 二二・五〇	二二・六〇	二二・六〇	拡張